

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで
③ 昭和51年10月から52年3月まで

私は、国民年金制度が発足した当初から、既に死亡した夫と共に国民年金に加入した。国民年金保険料は夫が納付していたため、具体的な納付方法などは分からないが、申立期間当時は、店舗の経営も順調であり、経済的に保険料を納付できない状況には無く、夫婦二人分の保険料を夫が納付していたはずであるので、未納期間があることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和48年4月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の35年10月25日に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人及び申立人の夫の納付記録は、当該期間を除きおおむね一致していることを踏まえると、申立人が主張するとおり、申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたものと推認され、当該期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人の当該期間が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間並びに申立期間②及び③については、申立人の夫も未納とされている。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が、

申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の夫は既に死亡しており、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明であるほか、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和24年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から同年12月1日まで

私は、父親が経営するA社に昭和42年まで従業員として勤務していた。当時の同僚には24年12月1日まで厚生年金保険被保険者記録があるのに、私には同年8月1日までの記録しかないことに納得できない。申立期間においても同僚と同じように勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人のうち、事情を聴取することができた4人は、いずれも「申立人は、申立期間を含め、A社が閉鎖されるまで継続して勤務していたはずであるので、申立人の厚生年金保険の記録が昭和24年12月1日より前に切れているのはおかしい。」と証言していること、及びこれら4人の同僚は、おおむね申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が継続していることから、申立人が、申立期間においてもA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人は、「私は、事業主の子であるが、他の従業員と同様に扱われていた。給与についても、他の従業員と同様に給与袋で支給され、厚生年金保険料を控除されていた。」と主張しているところ、前述の同僚4人は、いずれも「事業主は、申立人を他の従業員と同様に処遇し、給与も同様に給与袋で支給されていた。厚生年金保険料についても、控除されていたは

ずである。」と証言していることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚のA社における昭和24年8月から同年11月までの社会保険事務所(当時)の記録から、2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から54年7月まで

私は、国民年金保険料の領収書等がこんなに重要な書類になるとは思ってもいなかったこともあり、申立期間を含む国民年金保険料の領収書等は引越しのときなどに紛失してしまったが、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付しているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、昭和54年8月27日に初めて任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間のうち、44年12月から54年7月までの期間については、申立人は、国民年金の任意加入対象者であり、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得できないほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、毎月、自宅近くのA町C出張所で納付書により納付していた。国民年金印紙については知らない。」と主張しているが、少なくとも申立期間当初の国民年金保険料は印紙検認方式以外の方法で納付することはできなかったことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、昭和44年2月に結婚したのを機に国民年金に加入し、同年4月以降の国民年金保険料は、役場が委託した集金人を通じて、妻と共に納付し続けてきたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について、妻には納付した記録があるのに、私は未納とされていることに納得できない。申立期間当時の領収証などは転居の際に失くしてしまったが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和49年9月5日であり、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A町（現在は、B町）が作成した「国民年金未納保険料徴収対象者調書（附則第18条）」を見ると、申立人は、申立期間を含む昭和42年9月から49年3月までの国民年金保険料が未納とされ、第2回特例納付の徴収対象者として記録されていることが確認できることから、44年4月以降、妻と共に役場の集金人を通じて納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「時期は不明であるが、まとめて5万円ぐらいを納付したことがある。それが、夫の分であったか娘の分であったかは覚えていない。」と主張しているところ、オンラ

イン記録を見ると、申立人の娘の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料（合計5万8,800円）が4年10月27日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の妻がまとめて納付した国民年金保険料は、申立人の娘の過年度保険料であった可能性を否定できない。

加えて、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 623 (事案 473 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

私は、社会保険事務所(当時)から、昭和39年11月、同年12月及び42年6月から44年3月までの期間の国民年金保険料は還付されているとの回答を受けたが、還付された覚えが無いので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年1月に申立期間に係る年金記録の訂正は必要ではないとする通知をもらった。

しかし、私は、絶対に申立期間に係る国民年金保険料の還付請求手続は行っていないし、還付金を受け取ったことも無いので、申立期間に係る国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間に係る国民年金保険料が還付されたことが確認できる記録があり、申立期間は厚生年金保険加入期間と重複していること、及び還付されたとする金額と申立期間の国民年金保険料の合計額とは一致していることなどから、還付されたとする記録に不合理な点はないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たな資料等はないが、還付された覚えが無いので、申立期間の国民年金保険料を還付してほしいと申し立てているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 10 日から 55 年 3 月 10 日まで
② 昭和 63 年 5 月 7 日から同年 6 月 26 日まで
③ 昭和 63 年 6 月 27 日から同年 8 月 19 日まで

夫の船員手帳により、夫が、申立期間①についてはA社が所有していたB丸に、申立期間②についてはC社が所有していたD丸に、申立期間③についてはE社（現在は、F社）が所有していたG丸に、それぞれ乗船していたことが確認できる。

申立期間において、夫の船員保険被保険者記録が確認できないが、夫は船員保険に加入していたと思うので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した申立人の船員手帳の写しにより、申立人は、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはC社及び申立期間③についてはE社が所有していた船舶に、それぞれ乗っていたことが確認できる。

しかし、申立期間①について、A社は、「申立人の船員手帳に、当時、当社が所有していたB丸に係る乗船履歴が記載されているにもかかわらず、申立人の船員保険被保険者記録が確認できない理由については分からないが、当社が保管している船員履歴簿及び船員保険履歴カードを確認したところ、申立人が当社に在籍していた記録や船員保険被保険者であった記録は確認できないので、申立人は別の会社から派遣された船員であった可能性がある。」としているところ、申立期間①において、申立人が乗船していたB丸

の船長は、「申立人のことは覚えていないが、B丸に限らず、A社が所有していた船舶に乗っていた者の中には、別の会社から派遣された船員もいたと思う。」と証言している上、A社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①において、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人がA社に在籍していた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、当時、A社の関連会社であったH社及びI社は、それぞれ「当社が保管している昭和54年の源泉徴収書の中に申立人の氏名は確認できず、ほかには当時の資料を保管していないので、申立人が当社に在籍していた記録や船員保険被保険者であった記録は確認できない。また、別の会社に船員を派遣していたのかも分からない。」、「当時の書類は保管しておらず、申立人が当社に在籍していた記録は確認できない上、当社は主に船舶の修理を行っており、当社は船員保険の適用事業所ではない。」としており、申立人がこれらの事業所に在籍していた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、C社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者は、「私は、当時、申立人とは別の船舶に乗っていたが、C社が所有していた船舶には派遣された船員が乗っており、船員保険の加入については、加入していない人や派遣元で加入している人など様々であった。」と証言している上、申立期間②において、申立人が乗船していたD丸の船長は、「私は、当時、C社の子会社から派遣されて、C社が所有していた船舶に乗っていた。」と証言しているところ、オンライン記録上、当該船長は、申立期間②において、C社とは別の事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できる。

また、C社は、「当時の資料が無く、申立人が当社に在籍していた事実を確認することができない。」としている上、C社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間②において、C社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人がC社に在籍していた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、F社は、「平成2年に社名変更を行ったこともあり、それ以前の資料は無く、当時の関係者も死亡しているため、申立人がE社に在籍していた事実を確認することができない。」としている上、E社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間③において、E社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、そのうちの一人は、「E社が所有していた船は、G丸だけであり、派遣された船員も乗っていたことを覚えている。」と証言しており、申立人がE社に在籍していた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、F社は、「以前、E社には、子会社としてJ社があった。」として

いるところ、オンライン記録上、J社は、昭和58年5月1日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③については、J社は船員保険を適用されていない期間であることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年5月1日まで

私は、平成9年4月1日にA社に採用された。社会保険庁（当時）の記録では、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が同年5月1日となっているが、同年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の親会社であるB社の辞令により、申立人が平成9年4月1日からA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「当時、社会保険事務については、親会社であるB社の方針に従って事務手続を行っていたが、職員は、採用した月の翌月から厚生年金保険に加入させており、申立人については、保管している資料により平成9年5月1日を被保険者資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる。また、当時の給与台帳は廃棄済みのため、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除したかどうかは不明であるが、当時、給与は月末締め当月21日支払いで、厚生年金保険料は翌月分の給与から控除していた。被保険者資格取得の届出をしていない者について、採用してから被保険者資格を取得するまでの期間に係る厚生年金保険料を控除したとは考え難く、申立人については、同年6月分の給与から同年5月分の保険料を控除し始め、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料は控除していないと考える。」としているところ、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の被保険者資格取得日は、平成9年5月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当時、A社において社会保険事務を担当していた者は、「4月に採用した職員については、5月に厚生年金保険の加入手続きを行い、翌6月分の給与から保険料の控除を始めていた。また、職員が月末に辞めるときには、最後に支払う給与から2か月分の保険料を控除していた。」としている上、オンライン記録により、申立人と同じ平成9年5月1日にA社に係る被保険者資格を取得した記録が確認できる8人のうち、事情を聴取することができた6人は、いずれも「A社には平成9年4月1日付けで採用されたと思う。」としており、このうちの3人は、「保険料が給与から控除され始めた月は覚えていないが、少なくとも平成9年4月分の給与からは控除されていなかったと思う。」としているほか、同年7月1日にA社に係る被保険者資格を取得した記録が確認できる者は、「私が保管している平成9年7月分の給与明細書では保険料は控除されておらず、『厚生年金保険料は、翌月分の給与から控除する。』旨のメモが添付されている。」と証言していることから、当時、A社は、採用した職員を採用の翌月に厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料は被保険者資格を取得させた月の翌月から控除していたことがうかがえる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年12月15日まで
② 昭和24年2月1日から25年6月1日まで
③ 昭和26年3月1日から32年10月20日まで
④ 昭和32年12月6日から36年12月9日まで

社会保険事務所（当時）に私の厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立期間については、既に脱退手当金が支給されているとの回答があった。

しかし、私は、昭和36年12月にA社を退職し、社会保険事務所が脱退手当金を支給したとする37年6月ごろには、既に結婚しており、私も夫も脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を除く。）のうち、申立人が同資格を喪失した昭和36年12月9日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた7人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金が支給決定されたことが確認でき、そのうち6人は当該事業所に係る資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当時の当該事業所の役員は、「私は営業担当であったが、当時、A社では、脱退手当金の代理請求を慣例的に行っていたと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人

のA社に係る被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年6月7日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）により、脱退手当金を算定するために必要な標準報酬月額等が厚生省（当時）から、当該脱退手当金の裁定庁に回答された記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、前述の7人のうちの2人（いずれも申立人が被保険者資格を喪失した昭和36年12月に同資格を喪失）は、それぞれ、「はっきりとは覚えていないが、会社から脱退手当金制度の説明を受け、脱退手当金を受給したと思う。当時、A社では、退職するときに多くの人が一時金をもらっていたと思う。」、「上司に退職を申し出たときに、その上司から脱退手当金制度の説明を受け、脱退手当金を受給した。」と証言している上、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。